

令和5年度高知県機構集積協力金配分基準

令和5年11月7日

農業担い手支援課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記3の第11の5の規定により、令和5年度高知県機構集積協力金配分基準を以下のとおり定める。

1. 基本方針

担い手への農地集積・集約化の促進及び担い手の経営の維持・発展を支援することを目的とし、高知県農地中間管理事業の推進に関する基本方針の目標達成に資するよう、本協力金を有効に活用する。

2. 配分基準

国においては、地域の話合いを前提として担い手への農地の集積・集約化を促進するため、経営転換協力金は令和5年度末で廃止することとされている。そのため、本県においても地域全体での取組を促進していくため、地域集積協力金、集約化奨励金、経営転換協力金の順に予算の範囲内で配分する。

(1) 地域集積協力金

国においては、中山間地域での農地の集積・集約化を促進するため、中山間地域における機構集積協力金の交付要件を大幅に緩和しているため、本県においても中山間地域に対し優先的に配分する。

順位	地域	同一地域での優先順位
1	中山間地域	① 推進方針に掲げる重点推進地域 ② 機構の活用率が高い地域
2	一般地域	③ 新規集積面積率が高い地域

※「機構の活用率」とは、実施要綱別記3の第5の4の（1）の規定により算出する率をいう。

※「新規集積面積率」とは、交付対象面積のうち新たに担い手に集積される面積を交付対象面積で除して算出する率をいう。

※上記によっても優先順位が見つからない場合は、一律に減額する。

(2) 集約化奨励金

交付単価の高い区分に取り組む地域に優先的に配分する。

順位	交付単価区分	同一区分での優先順位
1	3.0万円/10a	① 推進方針に掲げる重点推進地域
2	1.0万円/10a	② 機構の活用率が高い地域

※「交付単価区分」とは、実施要綱別記3の第6の2の(2)の規定による交付単価の区分をいう。

※上記によっても優先順位がつかない場合は、一律に減額する。

(3) 経営転換協力金

- ① 地域集積協力金及び集約化奨励金の配分後に配分する。
- ② 予算が不足する場合は優先順位をつけず、一律に減額する。

3. その他

機構集積協力金は上記配分基準に基づき予算の範囲内で交付されることから、交付要件を満たした場合であっても交付されない場合がある。